静岡市建設業担い手確保・育成貢献工事表彰要領

（趣旨）

第１　この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第３条第３項に定める将来にわたり公共工事の品質を確保し、その担い手を中長期的に確保及び育成する基本理念に基づき、静岡市発注の建設工事において、担い手の確保及び育成に関する効果的な取組みを行った建設工事を選定し、これを表彰するものとし、当該表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する建設工事であって、市長又は公営企業管理者が発注したものをいう。

２「施工業者」とは、法第２条第３項に規定する建設業者で、市長又は公営企業管理者から直接に建設工事を請け負ったものをいう。

（表彰の対象）

第３　表彰の対象は、前年度（表彰の日の属する年度の前年度をいう。以下同じ。）に完成した建設工事において、工事期間中に担い手の確保及び育成に関する効果的な取組みを行った施工業者とする。ただし、前年度の４月１日（表彰の対象となる建設工事が前年度の４月１日前に着手した場合にあっては、当該着手の日）から前年度の３月31日（第１号に該当する場合にあっては、表彰の日）までの間において次のいずれかに該当する場合は、表彰の対象とならない。

（１）静岡市入札参加停止等措置要綱（平成24年４月１日施行）第３条第１項に規定する入札参加停止を受けた場合

（２）静岡市入札参加停止等措置要綱第14条第１項の規定による書面若しくは口頭による警告若しくは注意又は静岡市建設業者等選定委員会部会における指名除外措置要領（平成15年４月１日施行）第２条に規定する指名除外の措置を受けた場合

（選考の方法）

第４　選考の方法は、次のとおりとする。

（１）担い手の確保及び育成に関する取組みが効果的であるものを選考するため、受注者から提出される報告書に基づくとともに、必要に応じて監督員に取組み内容のヒアリングを行うことにより別表に掲げる静岡市建設業担い手確保・育成貢献工事表彰選考評価表（以下「評価表」という。）を作成する。

（２）評価表により高い評価を得た建設工事については、別記に掲げる静岡市建設業担い手確保・育成貢献工事表彰選考名簿（以下「選考名簿という。」）に登載する。

（３）市長は、名簿及び静岡市担い手確保・育成貢献工事概要書（別記様式）を静岡市優良建設工事等表彰要綱（平成20年７月１日施行。以下「要綱」という。）第７条の規定による委員会に提出する。

（表彰の基準）

第５　表彰の基準は、次のとおりとする。

（１）表彰は全ての工種を対象とし、土木分野及び建築分野とする。

（２）同一の施工業者が２つ以上の建設工事において表彰の対象となっている場合は、重複して表彰することができる。

（３）分離発注や共同企業体等による作業場において、協同により取組みを実施した場合については、関連する全ての施工業者を表彰することができる。

（共同企業体の扱い）

第６　共同企業体の扱いは、次のとおりとする。

　　　静岡市建設工事共同企業体取扱要綱（平成17年４月１日施行）に規定する特定建設工事共同企業体又は経常建設工事共同企業体に関しては、要綱第３条から第５条の規定は、構成員それぞれに適用する。

（表彰の方法）

第７　施工業者の表彰には表彰状を授与する。

（表彰結果の公表）

第８　表彰後、結果を技術政策課ホームページに掲載する。公表の期間は表彰の日より１年間とする。

附　則

この要領は、令和元年７月16日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年９月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。